

論 説

対新型コロナ禍特別富裕税とマルクス派経済理論

内 山 昭

〈目 次〉

- I 新型コロナ禍と特別富裕税の導入
 - 1.1 新型コロナ禍対策の国債償還財源
 - 1.2 対新型コロナ禍特別富裕税のプラン
- II 資本・賃労働関係の利害共有性と敵対性
 - 2.1 政策の実現問題と階級社会一元論の反省
 - 2.2 コーポラティズムと資本・賃労働関係
 - 2.3 資本・賃労働関係の肯定面と否定面の方法的統一

はじめに

COVID-19 のパンデミック（以下、新型コロナ禍と呼ぶ）は感染者の一定の増減をともないつつ2020年晩秋以降、第3波の感染爆発に至っている。有効な治療薬、ワクチンが開発途上にある中でなお解決、収束の見通しは立っていない。世界的に経済的影響は重大であり、多くのメルクマールが示すように「コロナ世界恐慌」の様相を呈する。日本も例外ではない。

新型コロナ禍への対応のために第1次、第2次の補正予算が編成され、執行の過程にある。その総額56.7兆円の財源は全額国債発行による。社会の全面を覆う危機への対応は中央、地方両政府、とりわけ中央政府の役割が決定的に重要である。だが3月以来の前安倍政権、現在の菅政権ともコロナ禍への対応には各方面から手厳しい批判があるように、適切な判断を欠くことの連続である。新型コロナ禍を完全に制御したのちに、経済社会活動を再開するほうが経済回復の規模、スピードとも大きいのは明らかであるにもかかわらず、感染対策と経済活動再開を同時並行的に進めている。初期段階で封じ込めに成功した韓国、台湾、ベトナム、ニュージーランドなどの政府と比較するとその拙劣さが際立つ。

経済的社会的危機は世界、日本のいずれにおいても政治的民主主義の危機を招来せずにはおかない。しかもこの傾向はリーマン危機をきっかけとした世界同時不況（2008年世界恐慌）、東日本大震災（2011年）をはじめ新世紀の初頭以来のものであり、新型コロナのパンデミックで規模、質において深く広く進行したものと見なければならぬ。わが国に即していうと、新右派連合に変貌を遂げた自民党が国会などで数的には強力で、独断専行するのに対し、政権交代可能な野党

が育っていないこと、希望の持てる萌芽が多く見られるにせよ市民の批判世論や運動が広がりや欠くのが実情である。われわれはこのような状態の根底に、日本における「市民社会の未成熟」があると考えられる。

本稿の課題は2つある。第1に、新型コロナ禍への財政的対応の財源が全額国債発行（第1次～第3次補正予算）によったが、その償還財源として特別富裕税の導入を提起する。この導入は、同時にこれまでに累積した膨大な公債の償還問題が迫る中長期的な大規模な増税プランの重要な一環を成しうると考えられる。

第2に、新右派連合に対抗する勢力の一翼を担うリベラル・左派が依拠してきたマルクス派の経済理論、特に資本・賃労働関係（労使関係）の理解の方法的難点を指摘し、克服の課題を提起する。この難点の克服なくしては、資本家経済（capitalist economy）が不可避免的に生み出す貧困の増大、経済格差の拡大など様々な弊害の解決を願い、新右派連合の政策に批判的な人々の広範な結集を図ることはできないからである。

I 新型コロナ禍と特別富裕税の導入

1.1 新型コロナ禍対策の国債償還財源

コロナ禍対応のために3つの補正予算が編成された。第1～3次の補正予算の主な内容は以下の通り。

〈第1次補正予算 2020年4月30日成立〉	総額	25兆6,914億円
(1)感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発		1兆8,097億円
うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		[1兆0,000億円]
(2)雇用の維持と事業の継続		19兆4,905億円
うち中小・小規模事業者等の資金繰り対策		[3兆8,316億円]
中小・小規模事業者等に対する新たな給付金		[2兆3,176億円]
子育て世帯への臨時特別給付金		[1,654億円]
全国全ての人々への新たな給付金（特別定額交付金）		[12兆8,803億円]
(3)次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復		1兆8,482億円
うち“Go To”キャンペーン事業		[1兆6,794億円]
(4)強靱な経済構造の構築		9,172億円
(5)新型コロナウイルス感染症対策予備費		1兆5,000億円
(6)国債整理基金特別会計へ繰入		1,259億円
〈第2次補正31.91兆円 2020年5月27日成立〉	総額	31兆9,114億円
(1)雇用調整助成金の拡充等		4,519億円
(2)資金繰り対応の強化		11兆6,390億円
うち中小・小規模事業者向けの融資		[8兆8,174億円]
(3)家賃支援給付金の創設		2兆0,242億円
(4)医療提供体制等の強化		2兆9,892億円

うち新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	[2兆2,370億円]
(5)その他の支援	4兆7,127億円
うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充	[2兆0,000億円]
低所得のひとり親世帯への追加的な給付	[1,365億円]
持続化給付金の対応強化	[1兆9,400億円]
(6)新型コロナウイルス感染症対策予備費	10兆0,000億円
(ほか2項目943億円は省略)	
〈第3次補正予算 2021年1月28日成立〉	
支出合計	15兆4,271億円
(1)新型コロナウイルス感染症の拡大防止策	4兆3,581億円
(2)ポストコロナに向けた経済構造の転換	11兆6,766億円
(3)防災・減災, 国土強靱化の推進など	3兆1,414億円
(経済対策小計)	(19兆1,761億円)
(5)地方交付税交付金など	4,473億円
既定経費の減額(予備費など)	(▲4兆1,963億円)

(備考:歳入は税収が当初見積もりより▲8兆3,880(減額)のため、公債発行22兆3,950億円, 税外収入7,297億円, 前年度剰余金受入6,904億円である。)

第1次, 第2次補正予算の合計は57.60兆円, 第3次補正19.17兆円(実質), 3次の合計77.77兆円という巨額に上り, 2020年度当初予算102.65兆円の75.8%にあたる。大規模な補正予算を編成し, 執行しているものの, 前安倍政権, 現在の菅政権とも, 適切迅速な対応ができていないだけでなく, 重大な誤りが危惧される。2点あげておく。1つは, 検査体制は多少改善されているものの, 新型コロナ感染, 非感染を明らかにするPCR検査などを抜本的に拡大する措置をとってこなかったことである。いくつかの制約があるとはいえ, 感染者の多い首都圏の一都三県, 愛知県, 関西の三府県, 札幌市, 福岡市などで医療機関, 福祉施設の関係者を手始めに全住民検査をできる体制を速やかに整えるべきである。

第2に, 新型コロナ対策と経済対策を並行して進めているが, これは誤りではないか。大きな打撃を受けてきた宿泊業や飲食業を支援するために, コロナ終息後に実施するとしていた“Go To”キャンペーン事業(Go toトラベル・イート, 予算規模1兆6,794億円)が開始され, 感染者の拡大が第3波に入っても全面休止とはなっていない。第3波の進行の中でさすがに12月28日からキャンペーンの停止を余儀なくされるとともに, 1月7日政府は東京, 神奈川, 埼玉, 千葉の四都府県に再度の緊急事態宣言を発令した。さらにそれは1月13日に栃木, 愛知, 岐阜, 大阪, 兵庫, 京都, 福岡の七府県に拡大された。国際的経験に即しても両者を並行して進めるのは誤りであり, コロナの完全抑制を優先させることこそが, 1)¹⁾かえって経済的被害をより小さくする。

中小事業者や医療機関への支給, 支援, 定額給付金などの執行が迅速であるか, 実行状況, 効果, 非効率性についての検証が欠かせない。また第2次補正予算で10兆円(31.3%)もの予備費が計上された。事態の予測が困難な事情にあるとはいえ, 10兆円という巨費が予備費の名において, 国会の審議を経ずに政府の裁量によって用途が決定されるというのは, 決して正常な姿ではない。新型コロナ禍対策の財政は経済をはじめ各分野の研究者の分析, 検証が待たれるが, こ

では1点、第1次補正で予算化された国民一人当たり一律10万円を給付した「特別定額交付金」(12.88兆円)について言及する。

政府の当初案では収入が半減以上となった世帯に30万円給付、総額4.02兆円を見積もった。筆者はこの当初案に反対であった。最大の理由は、一律給付は短時日で給付可能(それでも大都市では3か月以上を要したところがある)だが、旧提案の収入半減以下の世帯に30万円給付では、行政手続きに長い日時を要し、当事者に届くのは6か月以上も先になりかねないと危惧されたことである。収入減少を証明する書類をはじめ10以上の申請書類を準備しなければならず、窓口となる市町村への申請、審査、決定、通知、支給まで相当の時間(数か月も)を要する。中小零細企業や自営業の場合、証明書の作成が難航したり、また会社を変わった場合などに証明書の準備がきわめて困難である。このために収入がなくなって、本当に困っている多くの方にいつ現金が届くかわからないし、対象者であっても給付を受けられないことも少なくない。そうなれば、事実上この措置の目的は十分に達成されないことを意味する。

無条件にすべての国民に10万円給付する特別定額給付金は市町村が事務を担当したが、当初から5月中に支給をおこなう自治体はそんなに多くないと予測された。共同通信の集計によると、都道府県庁所在地47においてさえ、5月中の支給を目指したのは29市にとどまる²⁾。不正受給を防止するために一定の時間がかかるとはいえ、行政当局が迅速な対応を欠き、創意工夫は著しく不十分であるといわざるを得ない。

北海道の東川町(人口8379人/2019年12月、松岡市郎町長)の試みが注目される。大雪山のふもとにあり、旭川市に隣接するこの町は、4月30日に補正予算の成立が確実になったことを踏まえ、議会の承認を得て自営業で休業中の方、収入が大幅に減少した方などに4月30日から10万円を届けることを決定した。その方法は、金融機関が協力し、そこから町が融資を受けて10万円を給付し、政府から交付金が届いたとき金融機関に返済するというものである。これによって現金収入が今すぐ必要な方に、この町は対応した。人口の少ない、小さな町だからできたという反論が予想されるが、果たしてそうか。政令市のような人口100万人を超える大都市においても、収入の減少した方、世帯が申請すれば、金融機関の協力を得て、すぐにでも支給することができたのではないか。

「一律10万円給付」はコロナ禍という異常事態、非常事態であるから取られた施策であるが、これには財政学の範囲を超える経済学的な意義がある。すなわち「ベーシック・インカム」を考察するまたとない機会になったからである。それはさしあたり健康で文化的な最低生活ができるように、赤ちゃんから高齢者まで、労働の有無とは無関係にすべての国民に一定の所得(月5~10万円)を保障、給付するという考え方である。仮に月5万円としても年間60万円(4人家族で240万円)、総額72兆円超の規模に達する。これに相当する失業給付や生活保護、公的年金などの減額をとまなうから、72兆円がそのまま必要となるのではないが、大規模な増税をとまなう。筆者はかつて現実性がないということで否定的であった。

しかし、貧困の増加(相対的貧困率)や所得格差が拡大の一途をたどる現実を前にするとき、われわれは労働市場の需給関係で水準の決まる賃金給与とは別に、人間らしい生活を保障する所得システムを構想する必要があるはしないか。ICTやAI(人工知能)など科学技術の発達によって、高度な技術を持った人、高度に複雑な労働をする人はますます高所得を得、比較的単純な労働

働に従事する人の賃金給与が非正規雇用などを通じてとめどもなく低下していくことを考慮すると、その導入の可否を検討する時期に来たと考えられるのである。本来経済活動は、すべての人が健康で文化的な生活ができるようにする手段である。市場の論理だけでなく、このような倫理的な視点が21世紀の今日、要請されることを強調しておきたい。

3つの補正予算の財源はほぼ全額国債発行による。

第1次補正 25.69兆円（建設国債2.32兆円，赤字国債23.36兆円）

第2次補正 31.91兆円（建設国債9.29兆円，赤字国債22.61兆円）

第3次補正 22.39兆円（建設国債3.85兆円，赤字国債18.53兆円）

合計 79.99兆円（建設国債15.46兆円，赤字国債64.50兆円）

2020年度当初予算の国債発行額32.55兆円と合わせて2020年度の国債発行額は112.54兆円に達する。第1次～第3次補正における国債発行で普通国債残高は年度末に985兆円（対GDP比184%、財務省「わが国の財政事情」2020年12月，以下同じ）と見込まれる。これに地方債残高は190兆円（2020年度末），その他の債務を加えると，日本の長期債務残高の見込みは約1,201兆円（対GDP比224%）となる。普通国債残高に限っても，中長期的には増税によって償還財源を確保し，当面国債依存度を少なくとも30%以下に下げることが求められる。これができないときにはハイパーインフレの条件が醸成されていくことにならざるを得ない。

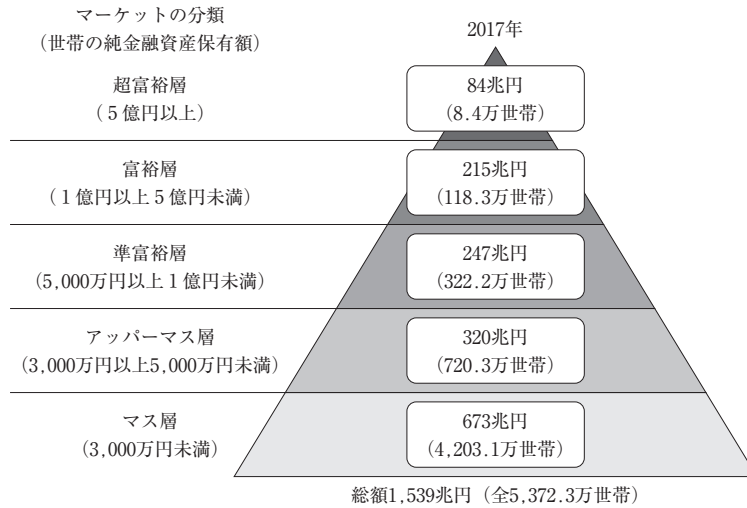
増税計画は良きにつけ，悪しきにつけ課税ベースの広い所得税，法人税，消費税，環境税（炭素税）といった主要税に依拠することになる。筆者は所得税，法人税，環境税の増税によるプランが望ましいと考える。加えて所得格差が拡大の一途をたどり，富裕層は金融資産の増加などますます富裕になっているから富裕税（経常的財産税）の導入によって国債の償還財源の一翼を担うことが避けられない。体系的な増税プランはこれまでも提起したことがあり，また今日の情勢下で改めて詳細な増税プランを提示すべきであるが，それは別の機会に譲る。⁴⁾本稿では焦点を絞って，対コロナ禍対策に発行された国債（補正予算57.60兆円）の償還財源として7～8兆円規模の「対コロナ禍特別富裕税」の構想を示し，その根拠や可能性について論じる。

1.2 対新型コロナ禍特別富裕税のプラン

補正予算の国債増発を含む膨大な公債残高の償還には，歳出削減を別にすると大規模な増税か，そうでなければハイパーインフレによる実質償還か，という方法のいずれかしかない。増税は主として消費税によるか，所得税・法人税（および環境税）の組み合わせによるか，という2つの選択肢がある。そして富裕層のストックに負担を求める富裕税（財産税）や大企業の内部留保（＝利益剰余金，以下，内部留保と呼ぶ）への課税は補完的ではあるが，重要な位置を占める。

大企業の内部留保への課税は小栗崇資氏によって以下のような提案がされている。一つは内部留保の年々の増加（フロー）に対する課税であり，韓国が2014年から導入した大企業（資本金500億ウォン以上，税率10%，2018年から5%）に対する内部留保課税（企業所得還流税制）が日本にとってのモデルになるとする。⁵⁾もう一つは内部留保の増加額（2001～2020）150兆円に1回限りの課税を行い，偏在する富を雇用や破綻寸前の経営に再配分するというものである。大企業の内部留保155兆円に税率20%で31兆円の税収が可能であり，内部留保の多くが金融投資（換金性資産）であり，納税資金の捻出も困難ではないとしている。⁶⁾一定の控除を設けることなどが必要であり，ま

図1 個人金融資産の保有状況



出所：NRIが国税庁「国税庁統計年報書」,「NRI生活者1万人アンケート調査（金融編）」などから推計。野村総研（NRI），ニュースリリース2018年12月18日，より転載
https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/lst/2018/cc/1218_1

た1回限りというより，税率を引き下げて5年間の時限課税ということが望ましいのではないか。

増税手段をめぐる対抗の背景には，日本の経済社会の現状に対する評価，政策理念の大きな違いがある。1990年代中葉から新自由主義と大国的ナショナリズムを2大支柱に，新右派連合が政権を掌握（民主党政権の一時期を除く）していること，3本の矢の政策目標にもかかわらずイノベーションやデフレ脱却に成功していないこと，防衛費の継続的拡大によって軍事大国・日本が成立し，なお強化の過程にあること，新自由主義による競争・利益至上主義の徹底は所得格差・地域格差の拡大，貧困の増大をもたらしたことである。新右派連合への対抗理念は「イノベーション・連帯社会」であり，反戦平和大国，生活文化大国への転換が対置される⁷⁾。

対新型コロナ禍特別富裕税（以下特別富裕税と略す）の構想は以上の政策論と増税論の基礎の上に位置づけられ，その客観的根拠は経済格差が限りなく拡大し，富裕層への富の偏在，特に金融資産の集中が強まっていることにある。野村総研（NRI）の金融資産の保有に関する調査と推計は富める者がますます富んでいることを如実に描出している。同調査・推計は2年に1回行われ，2017年に関するもの（2018年12月発表）について検討する。それは超富裕層，富裕層，準富裕層，アッパーマス層，マス層について各層の世帯数と純金融資産（以下，金融資産と表記する）の分布を示している。

2017年に全金融資産1,539兆円，全世帯5,372.3万世帯のうち，超富裕層（資産5億円以上）は8.4万世帯（全体の0.16%）が金融資産84兆円（全体の5.5%）を保有する。1世帯平均10億円である。この階層では5～6億円台の世帯のウェイトが高いと考えられるから，100億円超が数千世帯，1,000億円超が数百世帯に上るとみられる。富裕層（同1億円以上5億円未満）は118.3万世帯（同2.2%）215兆円（同14.0%），一世帯平均1.8億円である。超富裕層と富裕層の計は126.7万世帯，金融資産299兆円，全体の19.4%，5分の1弱を占める。（図1参照）

準富裕層（同5千万円以上1億円未満）は322.2万世帯（同6.0%），247兆円（同16.0%），一世帯平

均7,666万円である。これら3つの上位階層448.9万世帯（同8.4%）が546兆円（同35.5%）を占める。つまり8%余の世帯が全金融資産の3分の1強を保有する。次いでアップーマス層（同3千万円以上5千万円未満）は720.3万世帯（同13.4%）、320兆円（同6.0%）の金融資産を保有し平均額は4,443万円である。

マス層（3千万円未満）は4,203.1万世帯（同78.2%）が673兆円（同43.7%）である。マス層について金融資産2千万円～3千万円層と1000万円以下層の区別がないが、推計上の制約があるためと思われる。両者では経済的意味が大きく異なるから、別の調査、推計の利用による分析が必要である。

NRIは2000年以来同様の調査・推計を行っているが、有価証券保有のウェイトが高い富裕層の金融資産ほど株価や投資信託価格の騰落の影響を受ける。2008年のリーマンショック後の世界同時大不況、世界恐慌期には金融資産の総額が収縮し、2007年をピークに2009～2011年間はボトムであったとみられる。しかし同調査・推計はそれ以降、超富裕層、富裕層の世帯数、保有金融資産が一貫して増勢にあることを示している⁸⁾。

超富裕層は2011年に5.0万世帯、その金融資産44兆円、一世帯平均8.8億円（いずれも指数100）であったのに対し、2017年には8.4万世帯（指数168、3.4万世帯の増加）、同84兆円（同191）へ1.9倍余に、同平均は10億円（同114）に増加した。富裕層は同じく76.0万世帯、144兆円、一世帯平均1.9億円から118.3万世帯（同157）、215兆円（同149）、同平均1.8億円（同95）である。富裕層は42.3万世帯も増えた影響の結果、同平均は約5%減少した。準富裕層はそれぞれ268.7万世帯、196兆円、同平均7,294万円から、2017年322.2万世帯（同120）、247兆円（同126）、同平均7,666万円（同105）である。

アップーマス層は同期間世帯数で81.9万世帯（13%増）、金融資産66兆円（26%増）、同平均464万円（3,979万円から4,443万円への増加、12%増）増加した。前述のように超富裕層はそれぞれ68%増、91%増、富裕層で57%増、49%増であり、世帯数、金融資産とも増加率は最も高く、富裕であればあるほど金融資産を増やしていることがわかる。（表1参照）特別富裕税は対新型コロナ禍政策のために発行した国債の償還に充てられる。金融資産1億円以上保有の富裕層だけでなく、準富裕層やアップーマス層にも一定の負担を求めるのは豊かな階層とみられる全世帯の3分の1余（35.5%）に社会的責任を果たして欲しいと考えるからである。

それは国税として金融資産に対する特別富裕税と不動産に対する地方特別富裕税から構成される。国税の特別富裕税は次の内容を持つ。

：課税対象 3,000万円以上の金融資産

：税率1%～3%の軽度の累進税率、基礎控除3,000万円

：課税期間 10年間

：税率ブラケット

負担額

金融資産3,000万円～5,000万円	1%	0～20万円
5000万円～1億円	2%	20万円～120万円
1億円以上	3%	120万円～
（金融資産1億円～2億円		120万円～420万円）
（金融資産2億円～10億円		420万円～2,820万円）

表1 個人金融資産の保有状況推移（2000～2017）

〈分類〉		2000年	2003年	2005年	2007年	2009年	2011年	2013年	2015年	2017年
超富裕層	純金融資産(兆円)	43	38	46	65	45	44	73	75	84
	世帯数(万世帯)	6.6	5.6	5.2	6.1	5.0	5.0	5.4	7.3	8.4
富裕層	純金融資産(兆円)	128	125	167	189	150	144	168	197	215
	世帯数(万世帯)	76.9	72.0	81.3	84.2	79.5	76.0	95.3	114.4	118.3
準富裕層	純金融資産(兆円)	166	160	182	195	181	196	242	245	247
	世帯数(万世帯)	256.0	245.5	280.4	271.1	269.8	268.7	315.2	314.9	322.2
アッパーマス層	純金融資産(兆円)	201	215	246	254	225	254	264	282	320
	世帯数(万世帯)	575.1	614.0	701.9	659.8	639.2	638.4	651.7	680.8	720.3
マス層	純金融資産(兆円)	503	519	512	470	480	500	539	603	673
	世帯数(万世帯)	3,760.5	3,881.5	3,831.5	3,940.0	4,015.8	4,048.2	4,182.7	4,173.0	4,203.1
合計	純金融資産						1,138		1,402	1,539
	総世帯数						5,036.3		5,290.4	5372.3

出所：図1に同じ。

(金融資産100億円～1,000億円 2億9,820万円～29億9,820万円)

(参考：キャピタル・フライトや租税回避を防止する手段の一つとして、一億円を超える税支払額についてコロナ禍に関連した医療機関や研究機関に対する寄付金控除を設けることが考えられる)

・税収見込み、各階層の負担は次のようになる。

アッパーマス層 1兆0,394億円 (= |4443-3000| × 1% × 720.3万世帯)

準富裕層 2兆3,624億円 (= [2,000万円 × 1% + |7,666-5,000万円| × 2%] × 322.2万世帯)

富裕層 2兆8748億円

超富裕層 2兆2,705億円

以上の合計 8兆5,471億円 (10年間の合計約85兆円)

(税収見込み額の推計は各階層の平均資産額にもとづく。まず平均金融資産額から基礎控除3千万円を控除し、5千万円までの資産に1%を乗じた額を算出する。次いで5千万円超1億円以下に税率1%を乗じた額、次に1億円超の資産に税率3%を乗じた額を算出する。これらの合計が各階層の負担額=税収額となる。)

〈地方特別富裕税 市町村税〉

課税対象 評価額1,000万円以上の固定資産 (固定資産税の課税標準を活用)

税率 1% (基礎控除 1,000万円)

資本金1億円以上企業の固定資産 税率2% (基礎控除 1,000万円)

市町村の固定資産税にかかる不動産 (土地、建物、償却資産) に対する特別富裕税は、課税の便宜から固定資産税の課税標準を用いる。詳細な内容や税収推計を示すべきだが、ここでは構想のみを示すにとどめる。

基礎控除の設定によって、3,000万円以下の金融資産は非課税となる。平均寿命まで生き、一定水準の生活を維持しようとする、夫婦2人で2千万円～3千万円の貯蓄・金融資産が必要で

あるとの試算が公表されていることもあり、この水準とした。

税率水準はシャウプ勧告が富裕税の創設を提案した際、0.5%～3%の軽度の累進税率を設定したことを参考にした。金融資産1億円以上については事実上比例税化するから、4%、5%の税率も必要ではないかとの批判の可能性がある。しかしながら、富裕層の抵抗やキャピタル・フライトの可能性を考慮して3%以上の税率を回避したものである。他方で、金融資産100億円～1,000億円保有の超超富裕層では負担額が3億円弱から30億円弱になるから、資本逃避へのインセンティブが強まることも確かである。これを防止する措置が開発される必要があるとともに、経済格差の広がるG7などの先進諸国が国際的に共通して富裕税を創設することが求められよう。

アメリカでは2017年以来、メガ富裕層自身が度々、富裕層増税、富裕税を自らに課すよう提案している。2019年にJ. ソロスら富豪19人が書簡で大統領候補者に超富裕層への富裕税導入を提案した。資産5千万ドル（54億円）超の資産に10億ドルまで税率2%、10億ドル超に3%を課し、税収は3千億ドル（33兆円）に上る。コロナ禍中の2020年には世界の富豪の団体 Millionaires for Humanity が各国政府あての書簡（83名が署名）を発表し、富裕層への大幅増税を求め、経済格差是正に充てることを提案した。アメリカ国内にもキャピタル・フライトが起こることを理由に反対があるのは事実だが、実現への流れを期待したい。

II 資本・賃労働関係の利害共有性と敵対性

2.1 政策の実現問題と階級社会一元論の反省

純金融資産への特別富裕税や不動産への地方特別富裕税、企業の内部留保に対する課税の速やかな導入は厳然とした客観的根拠を有する。高資産家層の金融資産の増加率は経済成長率や賃金給与の平均伸び率を大幅に上回り、ここには十分な担税力が存在する。これへの課税は高い再分配効果を有し、経済格差を緩和、是正するだけでなく、所得の伸びが停滞する低中所得層の消費拡大を可能にする。デフレ経済は消費の停滞を原因の一つとするから、この課税は経済バランスの回復の手段としても機能するといえる。ただ政策は客観的な正当性だけでは実現できず、政府の判断、議会による法定が必要である。現在の政府に期待できないとすれば批判的世論を喚起し、リベラル・左派を一翼とする勢力の政権交代を視野に入れつつ、広範な市民運動を結集、展開する以外にない。私たちは「集会・結社・表現の自由（憲法21条）」をはじめ自由な政治活動の権利を有し、議会制民主主義を活用する道が開けている。

COVID-19は政府の失態、ずさんな対応と相まってその惨禍が広く、深くなってきた。失業の増大、特に非正規労働者の雇い止め、解雇が増加し、比較的恵まれているとされる正規労働者・従業員にも大量失業の危険が迫る。さらに休業の拡大によって需要の激減した業種、特に中小企業では経営危機が深刻化し、解雇、失業が急増しつつある。対人サービスの業種、飲食業、食堂、レストラン、居酒屋、ホテル旅館などは、テレワークの広がりや外出自粛・抑制によって売上げが激減している。社会的に弱者とされる人々や弱い立場の業者にしわ寄せが集中するのである。このような情勢はリベラル・左派が人々を結集させる契機となりうるが、他方で排外的なポピュリズム・ナショナリズムが立場の弱い人々や、没落を恐れる中間層に訴え、支持を掌中に

する可能性が生まれる。

かつて丸山眞男は現代社会一般や日本において、このような事態が起こりうる条件が常に存在すると考え、次のように警鐘を鳴らした。「原子化した個人は、ふつう公共の問題に対して無関心であるが、往々この無関心が突如としてファナティックな政治参加に転化することがある。孤独と不安を逃れようと焦るまさにそのゆえに、このタイプは権威主義的リーダーシップに全面的に帰依（する）」⁹⁾ 研究者が政策の分析とオルタナティブの提案に加えて、その実現の道筋や市民運動、政治運動に関与するのは、この危険を許さないためである。

B. C. ヘットは現代世界が1930年代に酷似しているとの危機意識の下に、「ワイマール共和国の崩壊とヒトラーの権力掌握」に関する著書『ドイツ人はなぜヒトラーを選んだのか』（2018年）を公刊した。ワイマール時代のドイツは政治、宗教、社会階級、職業、居住地域などに関して深い分断社会であったことが、その背景にある。著者が特に重視するのはワイマール時代の保守派、保守エリートたちが自らの利害や名声を守るために、ナチスと手を組んだことであり、これに強い警告を発している。ヒトラーの首相就任は直前までありそうもないと見られていたが、保守政治家や陸軍首脳部が左派勢力への対抗に利用する目的でこれに踏み切ったものである。しかしそれがヒトラーやナチスの独裁、暴力支配に道を開いたのであり、保守派の協力なしには不可能であったと強調する。保守派といっても多様であり、すべて否定し排除すべきではない。排外的なポピュリズムやナショナリズムに対して保守派の一部分はこれに批判的である。これが台頭するとき、これに対抗する戦線に合流する可能性が存在する。これらの人々との連携、連帯は、その一翼を担うリベラル左派が肝に銘じなければならないことである。¹⁰⁾

20世紀末からわが国の政権を掌握する新右派連合は、競争原理の徹底によって国民の分断を煽る新自由主義と排外的ポピュリズム・ナショナリズムを戦略目標とする。後者に関しては、軍事大国の形成と強化を基軸にその政策を展開してきたが、インド・太平洋地域における覇権主義をあからさまに主張し、国民を動員するところまではいっていない。¹¹⁾ しかし、これに対抗する市民運動、反戦平和運動が十分展開されていないし、政権交代可能な政治勢力が存在するわけではない。一党支配、あるいは特定勢力が長期に政権を掌握するのは、決して望ましいことではない。政策論争が低調になり、政策の妥当性や効率性が損なわれるだけでなく、政権及び政権政党に汚職腐敗が蔓延しかねないからである。政権交代の可能性が限りなく小さく、政策論争のレベルが高くないのは、日本における政治的民主主義がなお脆弱であることを表す。

労働組合運動や資本家経済に批判的な社会的運動は政治的民主主義の担い手の一つであるが、必ずしも十分な役割が果たせていないのは、その偏狭さとそれを生み出す方法的認識に難点があることによる。すなわち、一方では資本・賃労働関係＝資本家的生産様式の一面、すなわち資本による労働の搾取、したがってその敵対的性格を過度に強調し、事実上階級闘争至上主義に陥ったことであり、他方で盾の半面として、市民社会論の視点が希薄になる。近現代の個人は市民、社会階級（多くは労働者階級）、国民という主要な属性（国民という属性は、ここでは考察外とする）を有するが、上記の方法的難点によって個人や社会の見方は無自覚のうちに市民という属性や市民社会の意義が過小評価され、「階級社会一元論」に帰結したのである。

本稿が焦点を当てるのは前者の資本・賃労働関係の正確な評価の問題である。資本家経済に批判的な人々、労働組合、政党などの団体はこれまで多かれ少なかれ、マルクス『資本論』を中心

とした経済学に経済問題理解の基礎をおいてきた。マルクス派経済理論における資本・賃労働（労使）関係の通説的理解では、経営者・資本家が労働者・従業員のリ余労働＝リ余価値を搾取することに本質があり、貧困の増大や経済格差の拡大を生み出す根底にある原因とみなしてきた。マルクス経済学、ないし社会経済学（political economy）のテキストでは、ほぼ例外なくそのように説明されている。しかし搾取の側面、言い換えると資本家経済の否定面へのみ光を当てることは、現存するものの合理性を看過し、資本と労働との間の利害共有性・対立性を過小評価することにつながる。

確かにイギリスでも産業革命によって機械制大工業が急速に発展し、長時間労働の強制の下で工場法の制定が不可避となった時期に、日本では明治後期から始まる産業革命以降、また帝国主義戦争下の工場において労働者が無権利状態に置かれ、過酷な長時間労働を強いられた状況下では、この本質はだれの眼にも明らかである。過酷な労働搾取によって平均寿命すら20才台になることが少なくなかった状況下で、労働者の抵抗がやがて組織的な闘いとなる。他方で資本の側からも労働力の破壊、疲弊は必要な労働力の再生産、供給に支障をきたし、政府が労働者の保護立法、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法など制定し、実行することによって労働力の保全、健全な再生産がはじめて実現する。日本ではこれら労働三法は憲法28条の労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権）に基づいて制定されている。労働基本権や労働三法の内容と実態には大きな乖離があるとはいえ、これらの労働法制の存在は労働者の権利、労働条件や賃金給与の改善にとって、これを欠いた時代と比べて大きな前進であることは明白である¹²⁾。

問題は、これが十分に活用されているかどうかである。今日もブラック企業と呼ばれる一群の企業に典型を見るように労働者の権利を事実上認めず、過酷な労働条件と低賃金で、かつ残業代すら支払わず、あくなき利潤追求を行う企業が上場企業を含めて少なからず存在する。ここでは資本による労働の搾取があからさまな形で発現し、資本賃労働関係の敵対性非妥協性の様相が濃厚である。これは総資本＝経済界全体、直接間接に影響の及ぶ総労働＝労働者・従業員全体にとって、きわめて望ましくない事態である。脱ブラック企業化の達成には、当該企業の労働者自身が犠牲を伴う激しい長期の闘争を余儀なくされるが、労働者全体がブラック企業と闘う労働者を物心両面で支援しなければならないのは、自らの労働条件や賃金水準と太く深くつながっているからである。

われわれの反省を用語問題から始める。わが国では資本・賃労働に基づく生産様式（経営様式）を資本制生産様式、これが支配的な経済を資本制経済、資本主義経済と呼ぶことが多いが、英語表現“capitalist economy”にしたがって、資本家的生産様式、資本家経済と表現するのが適切である。このシステムの主役であり、オーケストラの指揮者に比定される資本家（経営者）の主導権を明示できる表現が望ましいからである。

資本・賃労働関係、労使関係は2つの側面、肯定面（あるいは合理性）と否定面（あるいは非合理性）を区別し、両者の関係を明確にすることが不可欠である。ここでいう肯定面とは「労働の搾取が正当化される」とか、否定面とは「搾取は不当である」ことを意味しない。肯定的とは資本家的生産様式（企業）が広く存在し、雇用の確保や経済成長を達成している限り、そこには合理的な根拠があるという意味である。否定的とは、一定の条件が成熟した時に人間による他人の労働の搾取が生産性向上や経済成長の桎梏に転化し、この生産様式が歴史的役割を終える可能性

があるという意味である。より具体的にいうと、肯定面とは資本と賃労働（経営者と労働者・従業員）の利害共有性・対立性、否定面は資本による労働の搾取、両者の敵対性（相互依存性にもとづく）であり、重要なことは両者の関係性を的確に把握することである¹³⁾。

資本・賃労働関係の二側面のうち両者の利害共有性、したがって両者間の対立性を先に論じるのは次の理由による。資本家的生産様式（経営様式）が歴史的必然として生誕し、生産力の発展（経済成長）、国民生活の向上（消費の量と質の改善）を成し遂げる限りにおいて合理性を有するからである。問題は経営者（資本）と賃労働の利害共有性、そこから生じる利害対立性の整理、総括である。労働者・従業員の側から見ると、生産手段（経済手段）を持たない労働者は資本（企業）に雇用されない限り生きてゆくことはできない。人権が成立する近現代では、個々の労働者は企業経営者と法的に対等の雇用契約を結ぶとはいえ、一人や少数は経営者に対して圧倒的に不利な立場である。労働者は長期の闘いを経て労働組合を作り、団体交渉、団体行動をすることになる。1930年代以降、国際的に団結権、団体交渉権、ストライキなどの団体行動権は法定され、労働者の権利として、定着するようになる。法定された労働者の権利にもとづく活動が不可欠なのは、19世紀から21世紀の今日まで変わるところはない。このことは、労働者・従業員が本来、労働組合に結集し集団的に行動して初めて経営者と対等に利害を共有しうることを意味する。「解雇に反対し、雇用を守れ」というのは、経営者と労働者が利害を共有することの端的な表現であり、賃金引上げ、労働条件の改善要求は雇用関係の維持を前提としている。

しかし利害が資本と賃労働という主体によって共有されると、その配分を巡ってつねに対立が発生することは理の当然である。労働者の生産した付加価値は企業利潤と賃金に分配されるから、どちらかがより多く取れば他方の取り分はそれだけ小さくなる関係にある。言い換えると、経営者は高利潤を上げたとしても、労働者に理性的に配分するとは限らないのであり、労働組合が賃金引上げ闘争を組織して、または労働力確保をめぐる他の企業との競争関係による強制、最低賃金制などの社会的強制によって初めて実現できる。

ただ個別企業（資本）の側の内部や労働者・従業員集団の内部にも利害の共有や対立があることに留意したい。前者では金融機関への利子支払い、株主への配当支払いをめぐり、後者では管理職や技術者など複雑労働の担い手と、比較的単純労働に従事する者との間に、また正規従業員と有期雇用の非正規従業員との間に利害の共有とともに、厳しい対立や連帯の欠如が存在する。

日本では大企業をはじめ大部分の労働組合が「産業別組合」ではなく、「企業別組合」であることに起因する特別な困難がある。経営状態の良い企業や産業では賃金や労働条件の改善が行われ易いのに対し、そうでない企業や産業では厳しい状況下に置かれることになる。同一価値労働・同一賃金の鉄則すら損なわれ、同一産業の労働者においても利害を共有できないのである。また企業別組合が正規従業員だけで組織され、非正規労働者が組合から排除されていることが多いから、ここでも利害は共有されず、対立性が大きくなる。この点は従来から、企業別組合の弊害として批判されてきたことであり、労働者の分断を克服し、連帯を広げるために産業別労働組合に編成替えすべきと主張されてきたことと軌を一にする。

他方、資本、企業経営者の側からみて労働者・従業員全体との間に利害の共有性が存在する。メガ・コンペティション（地球大の競争）、国内外の熾烈な競争の中で、いわゆるグローバル企業だけでなく、広範な中小企業において競争に勝ち抜くために経営者が労働者の自発性、創造性を

引き出す重要性は21世紀とともに飛躍的に高まっている。新世紀は知識経済（knowledge economy）の普及、浸透が全面化しつつあり、専門的知識、広い豊かな教養的知識が生産、販売、製品開発などの経済活動の帰趨を決めるようになってきた。企業が革新技術を採用するだけでは生産性上昇や競争力強化に限界がある。新技術の活用、多品種製品の質の改善には上級・中堅の幹部・技術者だけでなく、現場、最前線の労働者・従業員全体の積極性、創意性が決定的意義を持つ。労働者の自発性を引き出し、能力を開発できる経営者は有能で、賢いとされ、そうでない経営者は駆逐されるのである。

経営者と従業員の利害共有性に関して、2019年にアメリカで顕著な動きがあった。経営者団体のビジネス・ラウンドテーブルが「脱株主至上主義宣言（企業の存在意義）」（声明文の正式名称は Purpose of a Corporation to Promote 'An Economy That Serve All Americans', August 19, 2019, 181名が署名）を発表したことである。それは株主至上主義から「利害関係者重視主義」に転換するというものであり、その序列は顧客、従業員、取引企業、地域社会、最後に株主である。顧客について従業員を重視したことに、私は特に注目したい。同じビジネス・ラウンドテーブルは1997年に「株主第一主義宣言」を発表していたが、これが高配当、経営者の高額報酬、顧客、従業員軽視などの結果を招いて事実上行き詰まり、破綻したのである。日本では周回遅れで、少なくない経営者が「株主至上主義＝株主利益最優先の経営」、自己の高額報酬を追求してきたが、企業内外の批判を受けて軌道修正を余儀なくされることになるだろう。

2.2 コーポラティズムと資本・賃労働関係

資本・賃労働関係の敵対的性格を抑制し、国家の媒介の下で利害共有性の最大化を制度的に達成したのとして第2次大戦後のネオ・コーポラティズムをあげることができる。それはスウェーデンなどの北欧4か国やオーストリアなどに代表され、資本（経営者・資本所有者）と賃労働（労働者・従業員）の利害共有性の最大化、対立性の調整が政府を介して一国レベルで実現したものである。コーポラティズムは、イタリアで1920年代に政権を掌握した、ムッソリーニ率いるファシスト党が築いた体制を指す概念としても使用される。この体制は資本主義と社会主義の両体制を批判しつつ労働者、資本家、専門職業人を各産業、分野別に団体化し、政府直属の指揮下において資本と労働、各階層間の利害を調整した。他方では市民から政治的権利を剥奪し、職能団体の政治機関化によって少数者支配を貫徹するとともに、国家主導で職能団体を代議機関として利用し、議会制民主主義を否定する体制である。1930年代にサラザールやフランコが独裁体制を長きにわたって敷いたポルトガル、スペインも同様の体制であったとされる。このために、第2次大戦後に形成されたスウェーデン、オーストリアなどにおけるそれは「ネオ・コーポラティズム」と呼ばれる。われわれの関心はファシズムや独裁体制下のそれにはないから、以下特にことわらない限り、コーポラティズムは20世紀後半のそれを指す。

コーポラティズム（corporatism）は日本語訳として、「団体主義」、「協調主義」があてられることがあるが、その中核的内容である「職能団体代表体制」、「政労使の協調的政治経済システム」を適切に表現しているとは言えないため片仮名表記されることが多い。下平好博氏はコーポラティズムの定義について力点の置き方によって一定の差異が生じるとし、代表的な2つの定義を紹介している。1つはP. シュミッター（1979年論文）の「高度に集権的な労使関係制度を有す

る国における、利益媒介システムである。……(そこでは)労使の利益代表組織が国家によって認可・承認されるとともに、……国家から一定の統制を受けることと交換に、……独占的な代表権が与えられる」とする定義である。もう一つはG. レンブルッフ(1979年論文)のもので、「労使の利益代表組織が独占的な代表権を与えられて公共政策の形成実施過程に参画し、政府との間に協調的な関係を結んでいる体制」とする。両者に一定の違いがあるものの、政労使の協調システムが核心に位置することや、コーポラティズムを多元主義と対置させる点では一致する。¹⁴⁾ 稲上毅氏の「ネオ・コーポラティズムとは多元主義的な市場とも、権威主義的な国家とも区別され、しかし両者を糾合した職能団体的な第3の利益代表並びに政策協調システムである」とする定義は上記2つの定義のポイントを包含するものだといえる。¹⁵⁾

J. H. ゴールドソープはコーポラティズムがオーストリア、スウェーデン、ノルウェーなどいくつかの国で顕著にみられるとともに、ある時期にはオランダ、西ドイツ(当時)、フィンランドで観察されるとし、重要な特徴として2点をあげる。「一つは労使の中央団体がそれぞれに内部のセクショナリズムを抑えるだけの代表制を確保している。第2に、……労働組合はリーダーが政治的影響力を行使できる機会を手に入れる代わりに、労働市場における団体交渉力に自ら一定の制限を課すことである」¹⁶⁾ またD. R. キャメロンは主要資本主義国の経済パフォーマンス、失業率、賃金上昇率、インフレ率、ストライキ、労働運動の構造(組織率、統合度、団体交渉力、労使協議制度)、左翼政権やそれら相互の関係を詳細に分析(1965~1980年代初)し、主としてコーポラティズムが優勢な諸国について次の結論を得ている。「労働者は過大な賃上げ要求、より一般的にいえば、団体交渉において強硬姿勢をとらないことと引き換えに、雇用を手に入れている。……(労働者の要求は)長期にわたって雇用を維持することであり、労働者の組織率が高く、……労働組合のナショナルセンターが強力な交渉力を持っている一部の資本主義国では世界的なスタグフレーションの下にあっても完全雇用は維持されてきた。」¹⁷⁾

そして80年代以降理論的にも実践的にも対照的なネオ・リベラリズムの挑戦に曝されているとしゴールドソープは次のように述べる。「コーポラティズムは経済に対する高度の政治的介入を伴うが、ネオ・リベラリズムは……こうした介入を経済的にも政治的にも有害なものとなす。……そこでとりわけ強調されるのは政府が完全雇用を維持する姿勢を放棄することである」¹⁸⁾

コーポラティズムの特徴は多かれ少なかれ広くヨーロッパ全体に見られたが、その機能が高度に達成できるのは、経営者団体や労働組合が一元的に組織可能な人口200万人以下の小国においてである。人口4,000万人を超えるような大国では性格の異なる経営者団体や労働組合が複数存在し、一元的で集権的な政労使の協調システムが形成されるのは容易でない。この点はコーポラティズムが小国に典型的に実現することを示唆する。

下平氏は上記の定義にしたがって開発されたコーポラティズムの指標について11の研究を一覧表にまとめ、評価を加えている。これらの指標で最も重要だと思われるのはD. C. キャメロンの指標である。同氏によると、①労働運動の組織的統合度、②労組のナショナル団体の交渉力、労組組織率から労働運動の組織力を数値化し、これをコーポラティズムの指標とした。この指標ではスウェーデンが105.0、ノルウェー97.5、オーストリア90.0とトップレベルで、次にベルギー66.0、フィンランド65.8、デンマーク64.8と続く。(表2、参照)

このようにコーポラティズムは一国の政治経済システムの制度的特徴を表すタームである。北

表2 さまざまなコーポラティズム指標

	Schmitter (1981)	Cameron (1984)	Bryth (1979)	Calmfors & Driffill (1988)	Schmidt (1983)	Lehm-bruch (1984)	Lehner (1988)
Austria	13	90.0	16	6	3	4	4
Norway	12	97.5	15	5	3	4	4
Sweden	10	105.0	14	5	3	4	4
Denmark	10	64.8	13	5	2	3	3
Finland	10	65.8	12	5	2	3	3
Germany	6	32.0	9	5	2	3	3
Netherlands	8	33.6	7	4	2	4	4
Belgium	7	66.0	8	4	2	3	3
New Zealand	NA	NA	11	4	2	1	NA
Australia	NA	28.0	10	4	2	1	3
France	3	4.8	5	3	1	5	1
UK	2	31.5	4	3	1	2	2
Italy	1	16.4	3	3	1	2	2
Japan	NA	4.8	6	3	3	5	5
Switzerland	5	24.0	NA	3	3	3	5
USA	4	8.4	2	2	1	1	1
Canada	4	10.8	1	2	1	1	1

出所：下平好博氏が作成した表の一部を転載。稲上毅・H. ウィッタカーほか (1994) p. 379

欧4か国やオーストリアなどの諸国では第2次大戦後から1980年代にかけて高度の福祉国家が実現したから、そこでの位置づけを明確にする必要がある。当然のことながら、福祉国家の実現は持続的な経済成長によって可能になったのであり、他方でこのことは1980年代以降、高い経済成長が困難になるとともに、福祉国家が縮小、再編を余儀なくされることをも説明する。欧米の研究では経済成長が福祉国家の前提であるとの認識は共有されているのに対し、わが国では1980年代までスウェーデンなどの福祉国家に関する研究において、福祉や社会保障、教育制度だけが取り出されて研究されることが少なからずあった。この手法は高度の福祉がいかんして可能になったかの正しい理解を妨げる。このような誤解が生じることを避ける意味で、これらの福祉国家は厳密には「成長・福祉国家」と呼ぶのがふさわしい。この意味において、コーポラティズムは「成長・福祉国家」の制度的条件である。

コーポラティズムはスウェーデンなど北欧4か国、オーストリア、ベルギーなどで典型的に成立した。宮本太郎氏の研究によると、スウェーデン・モデルは以下のように整理される。福祉国家の原点は1932年の社会民主党長期政権（～1976）の開始にある。ハンソン社民党政権は有効需要政策や完全雇用を目指す労働市場政策をはじめとする積極的な経済政策を展開する一方、「国民の家」にたとえた福祉国家の建設に着手した。1920年代から30年代にかけて、ロシア革命後の労働運動や社会主義運動の高揚を背景に労使紛争、特に長期のストライキが頻発し、労使関係は

不安定であった。しかしそれは経済成長や福祉国家の形成の重大な障害になることから、労使を代表する SAF (経営者連盟) と LO (全国ブルーカラー労働組合連合) のあいだで資本・賃労働関係の利害調整、安定化の努力が続けられ、その成果はサルトシェーバーデン協定 (サルトショーバーツ協定、基礎協定、1938) に結実する。それは労使双方が参加する紛争の調停機関、労働市場委員会の設置、労使の交渉手続き、解雇とレイオフの手続きを定め、労使関係の基本的枠組みとなった。これによって、総資本と総労働との関係は安定に向かうとともに、集権化に進んでゆく。このような協調関係は労使の政策過程への参加と不可分であり、政策形成過程における調査委員会制度、政策執行過程における行政委員会制度が基幹的な役割を果たすことになる。こうして、コーポラティズムの2つの柱をなす労使関係の利害調整と政策過程への労使の影響力強化の骨格が形成されたのである。¹⁹⁾

スウェーデンの「成長・福祉国家」モデルの確立にあたっては第2次大戦後のレーン-メイDNAー・モデルが決定的な意義をもった。このモデルは LO 大会報告「労働組合運動と完全雇用」(1951) に定式化され、政府がインフレ抑制に責任を持ち経済成長を達成すること、積極的労働政策によってインフレを抑制しつつ完全雇用の実現を政府に求めるものであった。財政政策による需要創出はインフレの発生と背中合わせである。それによる国際競争力の低下は失業を発生させ、労働者の生活条件を悪化させるのであり、スウェーデンのように海外市場への依存の高い小国では、インフレの高進は致命的になるからである。²⁰⁾

もう一つの画期となったのは新しい賃金交渉の枠組みである EFO モデルであり、ポスト工業化の中で揺らぎつつある連带的賃金政策の強化を企図した。それは SAF (前出)、LO (前出)、TCO (ホワイトカラー労働組合連合) それぞれの経済エキスパート (EFO は3人のエキスパートの頭文字) によるリポート「賃金形成と社会経済」(1970) にもとづくモデルであり、スウェーデンの産業構造を輸出産業などの競争セクターと国内の保護セクターに区分し、競争セクターを賃金設定のパタンセクターとすることをめざした。この背景には次第に明確となる脱工業化の傾向や公共セクターの拡大がある。この動向は公共セクター労組とホワイトカラー労組の台頭を招き、労働市場における交渉アクターの増加とインタレストの多元化への対応を不可避としたのである。しかしこの EFO モデルを受け入れたのは TCO だけであり、LO や SAF の受容するところとはならなかった。これに象徴されるように、以後スウェーデン・モデルやコーポラティズムの重要な柱であった賃金コントロールのメカニズムは次第に機能不全に陥り、1980年代の LO-SAF 関係の分解を準備してゆくことになる。

稲上毅氏と H. ウィッターカーにおいてもスウェーデン・モデルの理解はほぼ同様であり、コーポラティズムの構成要素として次の3つをあげる。第1に強力な社会的パートナーシップ (労資の頂上団体、SAF、LO の高い組織率と強い統率力、合意形成重視の協調的な集権的労使関係)、第2に積極的労働市場政策、第3に適切な賃金交渉メカニズム (連帯主義的賃金政策、生産性上昇に見合った賃上げ行動など)。しかしこれら3つの要素は1970年代から揺らぎが顕在化し、80年代の解体過程を経て90年代初めには崩壊したと結論付ける。スウェーデン・モデルの社会理論的な精髓は「マニュアル・ワーカーのための一国工業社会モデル」にあるとし、産業構造がポスト工業化しつつある中で「職業構造がホワイトカラー化し、経済がボーダーレス化してゆく趨勢とこのモデルが正面から対立する」ことに崩壊の構造的要因を見出し、その自壊は不可避であったとしている。ス

ウェーデンがEUに加盟するのは1995年であり、そのヨーロッパ化への道は見えていても、視界は開けていないと両氏はその時点で評価した。²¹⁾

宮本太郎氏においても、スウェーデン・モデルは1980年代に解体過程に入り1990年代前半に終焉したとする。その要因は2つある。一つは一元的で集権的な労使交渉システムが機能不全に陥り、崩壊したことである。すなわち脱工業化や公共部門の拡大、情報化の進展を背景に、ホワイトカラー労働者や公共部門の労働者が増大して労使交渉が多元化し、賃金引き上げ交渉などが諸労組間の競争的性格を帯びるようになったからである。SAFは1990年の理事会声明で「賃金と一般的労働条件に関する交渉はすべて産業別に行う」ことを宣言し、さらに93年には「労使交渉は企業レベルで行う」方針を明確にした。これによって、1952年以来の賃上げなど基本問題にかかわる労使の中央交渉は終わりを告げる。もう一つは、政策形成過程における労使参画の「行政委員会制度」が解体したことである。SAFは1980年代から利益集団の政策過程への参加を批判するキャンペーンを展開していたが、1991年にはその集大成として象徴的なタイトルの論文集『さらばコーポラティズム』を刊行し、ECの市場統合と産業社会の変容の中で、巨大利益集団と政府の結合によるコーポラティズムはすでに歴史的役割を終えたと主張した。SAFはこの方向にもとづいて1990年に労働裁判所など3つの機関を除いて行政委員会から代表を引き揚げる方針を決定し、92年度中に12の行政委員会への代表参加を停止した。「労使の中央交渉の終焉と行政委員会からの経営代表の引き揚げは、スウェーデン・コーポラティズムの……²²⁾ 重要な部分の解体を意味した。」

しかし宮本氏においてスウェーデンの「成長・福祉国家モデル」の終焉は単なる解体ではない。その柱であるコーポラティズム、普遍的福祉、積極的労働政策についてヨーロッパ・レベルでその萌芽を見出し、ヨーロッパ・レベルでのコーポラティズム、ユーロ・コーポラティズムに転化する可能性があるとする。まず注目するのはドロール（当時の欧州委員会議長、1985～1994）のイニシアティブによる労使協議制度（ソーシャル・ダイアログ、1985～）がマーストリヒト条約（1993年発効）以降その役割を高めたことである。ソーシャル・ダイアログは1985年にドロールがEC委員会、欧州産業連盟（22か国32経営者団体）、欧州労働組合連合（21か国45労組、4,500万人）の代表を招いて開催し、以後欧州公共企業センター（8か国252公企業）などのアクターを加え、雇用問題、新技術導入問題、経済政策などについて協議を重ねた。1986年にまとめられた「単一欧州議定書」は権限という意味では拘束力をもたないものの、将来はこれを「欧州労使協約」に展開する展望を示したのである。

1988年にはドロール議長が欧州労連のストックホルム大会で社会的基本権、労働者の経営参加、欧州レベルでの団体交渉の強化を表明し、翌1989年にはEC社会憲章が採択（イギリスを除く11か国）される。そしてマーストリヒト条約締結（1992年）に伴う「社会政策に関する議定書」が決定的な転換点になった。同議定書では加重多数決によって立法化できる領域を「労働者の健康と安全」、「労働条件」、「労働者への情報提供」、「男女の平等」、「（ハンディキャップのために）労働市場から排除された人々への統合」へと拡大した。なおその範囲は賃金水準などを含まず、限定的であるとはいえ、これらはEU社会政策の策定過程に労使を本格的に組み込んでゆくものである。1994年には「多国籍企業における労働者参加についての指令」が採択され、企業全体で1,000人以上、2国以上においてそれぞれ150人以上の従業員を雇用する多国籍企業において欧州労使協

議会の設置を義務づけている。1996年には8歳までの子供のために最低3か月の育児休暇を保障し、その取得を理由とした従業員の降格等を禁ずる指令が採択され、ドイツ、ベルギー、ルクセンブルク、アイルランド、ギリシャで実質的改善をもたらした。雇用政策に関してEUは「成長、競争力、及び雇用に関する白書」(「ドロール白書」1994)、「ヨーロッパ雇用戦略」(1994年採択)などで、各国にゆだねられてきた労働市場政策や職業教育の分野で欧州委員会がイニシアティブを發揮することを表明している。

総括的にいうと、スウェーデン・コーラティズムの終焉はポスト工業化や情報化の進展を背景に大資本を中心にグローバル化したこと、すなわち一国単位の資本がヨーロッパ・レベル、地球規模、あるいは複数の国でビジネスを展開するグローバル資本に転化したことに求められる。スウェーデン出自の企業(資本)がヨーロッパをはじめ外国の労働者を多数雇用し、外資企業がスウェーデンの労働者を多数雇用するようになったのである。このような事態は一国単位のコーラティズムが存立基盤を喪失することを意味した。経営者連盟であるSAFがいち早くコーラティズムからの離脱の動きを始めたのはこのゆえである。EU加盟国全体では生産性の水準や一人当たりGDPには大きな格差があるから、EUレベルでの労使による賃金、雇用条件の交渉などは決して容易でないとはいえ、労使が中長期的に利害を共有することも事実である。前述のEUにおける一連の動き、特に社会政策の形成過程への労使参加はユーロ・コーラティズムへの明確な萌芽としてきわめて重要な意義を持つといえる。

2.3 資本・賃労働関係の肯定面と否定面の方法的統一

資本家経済の否定面は資本・賃労働＝労使関係の本質が資本による剰余労働の搾取にあり、敵対的性格を持つことを指す。労資関係は資本(経営者)と労働者・従業員が法的には対等の契約を結び、双方とも他方の存在を不可欠の要件とする、すなわち相互依存的であるから、厳密にいうと敵対性・相互依存性というべきである。本稿ではこの意味を含ませつつ簡潔に敵対性と称する。企業(資本)間には生産性の高低があり、同じ産業部門の商品一単位当たりの剰余労働は生産性が平均より高い企業ではより小さく、生産性の低い企業では大きくなる。同様のことは産業部門間にも当てはまる。競争を通じて利潤率は均等化して生産価格と平均利潤が成立する(寡占下では重要な修正が生じるが、ここでは説明を省略する)。したがって一般に生産性の高い企業での剰余労働は小さく、逆の場合には逆となる。これは次のことを意味する。個別企業において剰余労働と剰余価値(利潤)が理論上は一致せず、剰余労働の搾取は経営者・資本家全体による労働者・従業員全体に対するもの²³⁾だということである。

しかし資本による剰余労働、剰余価値の搾取、すなわち資本・賃労働関係の敵対的性格を一面的に、あるいは過度に強調するのは、近現代社会の見方における事実上の「階級社会一元論」であり、一種の本質還元主義である。少なくない労働組合運動や社会運動が階級闘争至上主義に陥る傾向を持ったのは、この見方に依拠したところが大きい。かつて筆者も、そうであったことを率直に認めざるを得ない。健康と命を脅かす労働の強制が常態である時、歴史的に帝国主義戦争や侵略戦争の遂行のために過酷な労働の強制や生活を維持できない低賃金の状況下では、弾圧に抗しながら労働者や国民の全体が非妥協的な闘争を余儀なくされる。今日の日本において過半に近い人々が非正規雇用など不安定な状態に置かれ、低賃金に苦しんでいることは事実であり、是

正すべきはずの政府が逆にこれを新自由主義の名において推進してきた。つまり不公正や弊害を社会的に解決していないだけでなく、政府がむしろ事態を深刻化させている。さらに大企業の企業別労働組合などが非正規雇用など立場の弱い人々の雇用条件や賃金の改善を放置してきたこと、正規雇用や公共部門など相対的に恵まれている人々が、事実上見て見ぬふりの状態にあることが問題である。労働関係立法などで解決可能な方法があり、市民的権利の行使、連帯の拡大によって是正や緩和は十分可能である。これができていないのは、社会の病弊というほかない。

このように、従来のマルクス派経済理論の弱点は階級社会一元論に帰結したことにある。それは、盾の半面として資本家的生産様式＝資本・賃労働関係の敵対性、すなわち資本による労働の搾取の面を過度に強調したこと、もう一つの半面として市民社会論の視角が希薄であることに顕現していたといえる。近現代の個人は市民（自立的個人）、所属する社会階級、国民という3つの属性を有する。社会階級や国民は市民という属性を基礎に成立するにもかかわらず、日本の市民社会の成熟度が低かったことと相まって、市民社会論はマルクス派の経済理論において必ずしも正当な位置づけを与えられなかったのである。この問題は稿を改めて詳細に論じる予定である。

ただ、われわれは利害共有性の相対性や限界にも留意しなければならない。経営者や資本所有者にとって企業経営が順調であるときには労働者・従業員の利害に配慮することが可能である。利害の配分に当たって、労使間に対立が常に存在するのは前述の通りである。しかし経営危機や工場閉鎖・撤退の折には賃金引下げ、対価なしの労働強化、人員整理・解雇が容赦なく襲ってくるが、これらを利害共有性にもとづく対立性の問題に解消することはできない。資本・賃労働関係の敵対的性格が表出したものに他ならない。このようなことはどの企業にも常にありうるから、労働組合や従業員は企業経営の健全性維持を常に監視する必要がある。労働組合や従業員の組織が、経営（資本）からの独立を堅持しなければならないのは、このゆえである。

D. R. キャメロン（前出）は先進諸国18か国の労働力1000人当たりの労働争議（ストライキ）による労働損失日数（1965～1981）について、賃金上昇率や失業との関係などその意義を考察したが、概ねコーポラティズムの発展した諸国、スウェーデン、ノルウェー、オーストリアなどでその数値が低いことを示した。²⁴⁾長期にわたってストライキの経験が失われると、それが必要な時の取り組み、実行に様々な困難が生じる。圧倒的多数の組合員における深い理解と強い意思の形成、スト権の確立、期間の問題、社会的影響への対応など、ストライキには多くの要素を準備しなければならないからである。資本からの独立を保持し、争議権を有効に行使するためには、災害対応訓練に学んで計画的にストライキの模擬訓練を行うことが必要になろう。労働組合の現場や地域センター、ナショナルセンターのリーダーの責任は大変重いのである。

筆者が特に強調したいのは、労働運動や社会運動の当事者が基本的理論に立脚して事態を丁寧に観察し、多様な意見を闘わせて戦術、政策を立案、実行することである。単純な労使の敵対性本質論にもとづいて、労働組合や社会主義政党が運動に取り組んでも広い結集を生み出すことはできない。むしろ深刻な弊害を生み出し、階級闘争至上主義への偏向であると批判されよう。大切なことは、事実在即して労使の利害共有性を正当に評価し、対応することである。労働組合運動の戦略に即していうと、資本・賃労働関係の利害共有性か、あるいはその敵対性かが争点ではない。基本的争点は利害共有性の基礎上で経営者（資本）に対して独立性が低く、労働者の利害の主張に消極的であるか（いわゆる労資協調主義）、そうではなく資本からの独立性を確保し、労

働分配率の向上や労働条件の改善を徹底して行うか、ということにある。

資本・賃労働関係の本質が労働の搾取にあるということ自体は21世紀の今日も理論的に正しい。歴史的には産業革命下の資本家経済の確立期に労働立法もなく、生命健康を損なうほどの過酷な搾取が強行される時、あるいは後発国が資本家経済化を短時日で成し遂げようとする時、しかもそれが帝国主義戦争をとる時には露わである。このような時に搾取の廃止、資本家経済システムの打倒が政治革命の目標になったことは否定できない。しかし労働組合が広く結成され、労働関係立法の制定と資本＝企業への強制、実施を積み重ねるとともに、社会的に人権意識が浸透してきた現在、事態はそれほど単純ではなくなる。第1の特徴である「資本と賃労働との間の利害共有性・対立性」を、敵対的性格と区別することが不可避となる。先に指摘したように、これまでのマルクス経済学、または社会経済学のテキストでは資本・賃労働関係の本質が剰余労働の搾取であることを展開するのみで、利害共有性・対立性に言及することがなかった。それはひとえに、経済学展開の方法的認識に問題があったからだというべきであろう。

資本家経済の肯定面、一定の合理性の内にはそれ自身が貧困や経済格差、環境問題など様々な弊害を生み出しながらも、市民運動や政府の機能によって問題の緩和、解決、解消が行われることを含む。しかしこの経済システムは一定の歴史的期間を経て生産力発展の桎梏に転化し、生命力を失うに至る。このことは資本家経済がその内部に生産の社会化という否定的側面を成熟させるとともに、自身の生み出す弊害の解決能力を失うことの結果であり、その否定が50年1世紀という歴史的単位で日程に上ってくる。資本による賃労働の搾取、その敵対的性格が経済発展の桎梏になり、それが起動力となって資本家的生産様式が新しい生産様式（従来、それは社会主義あるいはアソシエーションと総称されてきた）にとって代わるのである。

この論理は方法論的には次のように説明できる。社会経済現象を含むあらゆる事物は肯定的側面と否定的側面を持つとともに、両者は対立的運動の中にある。前者が優位である間はこの事象の存続の合理性は高いが、否定面が優位になるある転換点で新たな事象が創出される。すなわち、対立物の統一と呼ばれる弁証法の法則に則るのである。

ま と め

COVID-19 のパンデミックの抑制や医療体制の整備、経済的打撃に対する保障などのために第1次～3次の補正予算が編成され、財源のほぼ全額が国債発行によって確保された。それはこれまでの公債累積に追加されるのであり、中長期的に大幅な増税によって償還しなければならない。企業間格差とともに個人間の所得格差、資産格差はコロナ以前から拡大していたが、パンデミックはそれに拍車をかけている。償還財源の確保、また個人間の資産格差是正に寄与するものとして、金融資産に低税率で課税する「対コロナ対策特別富裕税」を提案し、その構想を示した。これには明らかに客観的で正当な根拠があるが、これだけで新税導入や政策が実現できるわけではない。政治的プロセスや立法が欠かせないからである。現在の政府に期待できないとすれば、政権交代を視野に入れつつ広範な市民運動を結集、展開する以外にない。

リベラル・左派勢力は新右派政権に対抗する勢力の重要な一翼であるが、これが依拠してきた

マルクス派の経済理論の理解に重大な弱点があった。特に資本・賃労働関係について人間による他人の労働の搾取、つまりその敵対的性格を過度に強調し、資本家経済、資本家企業（生産様式）の歴史的な存在合理性、すなわち資本と賃労働の利害共有性・対立性を軽視してきたことである。この弱点は結果的に、労働組合運動や政治運動における階級闘争至上主義の偏向をもたらし、市民社会論の視点の欠落と相まって、階級社会一元論の性格を長く引きずってきた。これを引きずる限り、新右派政権に批判的で、資本家経済の弊害の是正を求める広範な人々の共感を得ることはできない。かれらの多くは資本家企業に一定の合理性を見出し、規制や修正によってその弊害の除去が可能であると考えてるのであり、問題を階級社会に還元してしまう認識方法はリベラル左派勢力がこれら良心的な人々との連携、連帯を妨げる要因の一つになってきた。

重要なことは利害共有性・対立性と労働搾取という敵対性、および両者の関係を正しく認識することである。戦後から1980年代にかけての北欧諸国やオーストリアなどの「成長・福祉国家」及びコーポラティズムは小国モデルで高度な展開を見たが、ここでは資本・賃労働関係の二面性、及び両者の関係が的確に認識されていた。それゆえにこそ、社会民主党を中心とする左派勢力が国民の支持を得て長く政権を掌握、維持し、あるいは保守政権に大きな影響力を行使して、経済成長と福祉の両立を成し遂げることができたのである。

さらに21世紀の今日、カネ・モノ・ヒト・情報の移動の自由化やICT革命の進展を背景に各国の大資本はグローバル化、すなわち全世界あるいは複数の国に工場、支店などビジネスの拠点を置くグローバル資本に転化し、グローバル資本主義（global capitalism）が成立している。これらの企業では資本・賃労働関係は複数の国、あるいは国際的となり、出自の国や特定の国だけで賃金水準や労働条件を決めること、ないし改善することは著しく困難になってきた。個別の企業、産業レベルでも労働組合のナショナル・センター・レベルでも、他の国の労働組合との情報交換、連携・連帯して団体交渉や闘いを組織しなければならなくなった。労働組合運動や労働・社会運動は資本・賃労働関係のグローバル化に対応して、利害共有性・対立性、労働搾取の問題を十分観察、分析して戦略や戦術、政策を立案、実行することが不可欠になっているのである。

注

- 1) この点は多くの専門家、研究者が指摘しているが、英国のファイナンシャル・タイムズ紙のチーフ・エコノミック・コメンテーター、マーティン・ウルフは「人命重視が経済も救う」という論稿で、アメリカのシンクタンク「新経済思考研究所」が行った研究にもとづいて次のように述べる。「各国の新型コロナ対策はウィルスを抑制するか、あるいは経済のために一定の死者数を許すか、の2つに分かれた。前者の方が概ね経済、死者のいずれにおいても被害が少なかった。一方人命を犠牲にした国は大抵多くの死者と大きな経済的被害を出している」FINANCIAL TIMES, November 25, 2020, 日本経済新聞2020年12月2日朝刊掲載。
- 2) 京都新聞2020年5月2日朝刊など各紙。
- 3) 北海道東川町「新型コロナ 特別定額交付金と先払い制度のお知らせ」2020年4月27日。
- 4) 拙稿（2018）「税制改革の展開と課題」参照、内山昭編著『財政とは何か（改訂版）』所収。
- 5) 詳しくは小栗崇資（2018）「内部留保の社会的活用」『労働総研クォーターリー』No. 111所収、参照。
- 6) 詳しくは小栗崇資（2020）「コロナ禍で求められる内部留保の活用」同上誌、No. 118所収、参照。
- 7) 拙稿（2018）「安倍政権の軍事大国強化と防衛費の拡大」『税制研究』誌74号、同（2020）「富者大國から生活文化大國への転換」同誌77号、参照。

- 8) 日銀が発表した「資金循環統計」(2020年4～6月期)によると、個人(家計)が保有する預金や株式、それに保険などの金融資産の合計は、2020年6月末時点で1882.7兆円に上り、NRIの2017年末の推計額1,539兆円を約344兆円上回る。このうち現預金は1,030.5兆円、全体の54.7%を占める。現預金のウェイトはマス層やアッパーマス層において高いとみられる。また野村総研は2019年にかかる調査・推計を発表した(2020年12月21日)。これによると純金融資産5億円以上保有の超富裕層は8.7万世帯、97兆円、同1億円～5億円未満の富裕層は124.0万世帯、236兆円である。両者の計は132.7万世帯(全5,402.3万世帯の2.5%)、333兆円(全1,554兆円の21.4%)である。
- 9) 丸山眞男「個人析出のさまざまなパターン」(初出は1965年に英文で発表)、『丸山眞男集』第9巻所収、1996年、p.385)
- 10) B. C. ヘット(2018)『ドイツ人はなぜヒトラーを選んだのか』寺西信子訳(2020)、とくに「第6章 ポヘミアの上等兵と貴族騎手」参照、原題はThe Death of Democracy.
- 11) 筆者は日本・軍事大国論、及びその強化の問題を精力的に分析、検討してきたが、その成果を2点のみ挙げておきたい。拙稿(2019)「覇権主義を強める安倍政権の軍事政策」『税制研究』誌、76号、同(2018)「日本軍事大国論と対抗戦略」『大阪経大論集』Vol. 69, No. 2.
- 12) たとえば次の著書が、労働者搾取の過酷な現実を描いている。F. エンゲルス(1846)『イギリスにおける労働者階級の状態』一条和夫・杉山忠平訳、横山源之助(1899)『日本の下層社会』、細井和喜蔵(1925)『女工哀史』、山本茂実(1977)『ああ野麦峠—ある製糸女工哀史』
- 13) ここでの資本・賃労働関係は、営利企業におけるそれを想定しているが、20世紀後半以降の資本家経済では社会的セクター、公共部門が著しく拡大し、協同組合などの組織が大量に存在する。そこには経営者ないし管理者と労働者・職員との間に労使関係が形成され、この関係は擬制としての資本・賃労働関係である。具体的には医療機関、福祉施設、協同組合、公私立学校、国営企業、行政部門などにおける経営者・管理者と従業員・職員との関係は擬制ではあるが、資本・賃労働関係の実質を持つ。それらは医療法人、社会福祉法人、学校法人、あるいは独立行政法人の法形式をとり、営利法人である普通法人とは税制そのほかで異なる扱いを受ける。社会的部門や公共部門が大きなウェイトを持つ現代において、擬制的な資本・賃労働関係の考察、理論化の重要性はきわめて高い。
- 14) 下平好博「コーポラティズムと経済パフォーマンス」稲上毅・H. ウィッタカーほか(1994)『ネオ・コーポラティズムの国際比較』第6章、pp. 377-78.
- 15) 稲上毅「はじめに—ネオ・コーポラティズム再訪」稲上毅・H. ウィッタカーほか(1994) p. 3. 同書は一国単位のネオ・コーポラティズムが解体過程にあった1990年代前半に行われた、現地調査にもとづく6名の研究者による共同研究である。スウェーデン、オーストリア、ドイツに関する詳細な分析を行い、これを基礎に経済パフォーマンスとの関係、計量分析、日本におけるコーポラティズムの表れなどを研究した。
- 16) J. H. ゴールドソープ(1984)「収斂の終焉」『収斂の終焉—現代西欧社会のコーポラティズムとデュアリズム』稲上毅、下平好博等訳(1987)第1章 pp. 17-18. また「コーポラティズムの体制が首尾よく成功を収めるかどうかは少なくとも、労働組合が効果的にその体制に参加しえているかにかかる」(p. 34)ことを強調する。本書の原題はOrder and Conflict in Contemporary Capitalism.
- 17) D. R. キャメロン(1984)「社会民主主義・コーポラティズム・穏健な労働運動」J. H. ゴールドソープ(1984)前出第5章、p. 189.
- 18) J. H. ゴールドソープ(1984)同前、「日本語版序文(1987)」p. 3.
- 19) 詳しくは宮本太郎(1999)『福祉国家という戦略—スウェーデン・モデルの政治経済学』第2章、参照。
- 20) レーン-メイドナー・モデルについて詳しくは宮本太郎(1999)前出、第3章、EFOモデルについては同第4章を参照。
- 21) 詳しくは稲上毅・H. ウィッタカー(1994)「スウェーデン・モデルの崩壊」前掲、稲上毅・H. ウィッタカーほか(1994)第2章参照。

- 22) 宮本太郎（1999）前出，p. 228. 詳しくは同書「第4章3 コーポラティズムの終焉」を参照。以下，ユーロ・コーポラティズムの萌芽についても，同「第4章3」にもとづく。
- 23) 松尾匡氏はマルクス『経済学・哲学手稿』（1844）やマルクス・エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』（1846）にもとづいて，資本による労働の搾取が同時に「本来，労働は各人の自発的な協働である」ことに反する疎外であることを強調し，次のように述べている。「（疎外は）労働過程が労働者自身の自発的なコントロールから乖離し，外部から押し付けられることから生じる」松尾匡・橋本貴彦（2016）『これからのマルクス経済学入門』 pp. 88-89. 「労働は「資本家のための労働」とされることになり，一人ひとりの労働者はその手段と化し，犠牲にされる」同上書 pp. 90-91.
- 24) D. R. キャメロン（1984）前出，邦訳 pp. 161-167 参照。